

〔 加 盟 規 程 〕

(目 的)

第1条 長野県テニス協会（以下「本会」という。）規約第22条(1)項に定める団体の加盟については、この規程による。

(加盟資格)

第2条 本会に加盟しようとする団体は、本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し得るものでなければならない。

2. 加盟しようとする団体は、市町村単位の地区内の代表として適当な組織を持ち、正しく結成されたものでなければならない。

3. 前項の団体は、少なくとも会員数30名以上でなければならない。ただし、設立の目的或いは条件によって、例外を認めることがある。そのときは理事会において審議決定する。

(加盟申請)

第3条 加盟しようとする団体は、次の事項を明記した申請書を提出しなければならない。

(1) 団体名（略称があればそれも記す。）

(2) 代表者の氏名及び住所（電話番号）並びに本部或いは事務所の所在地（連絡責任者の氏名、電話番号）

(3) 団体設立の目的（規約もしくはそれに準ずるもの。）

(4) 設立年月日

(5) 役員名簿（役名、住所、年齢、職業その他参考事項）及び登録を予定する会員名簿と人数

(6) 長野県テニス協会理事名簿

(入会金等)

第4条 加盟団体は、本会規約第23条に定める分担金を毎年5月31日までに納入しなければならない。

2. 前項の分担金の額は、別表に定める。

(理事等)

第5条 加盟団体は、本会規約第7条の規定により理事を選出し、理事長に届け出なければならない。

2. 加盟団体は、選任した理事並びに規約、その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(脱会)

第6条 本会規約第24条により脱会しようとする団体は、脱退申請書を理事長に提出する。この時、分担金等に未払いがある場合は、年度途中であっても完納しなければ脱会は認めない。

(除名)

第7条 加盟団体が本会加盟団体として不適当と認められたときは、理事会で出席理事4分の3以上の同意を得て除名させることができる。

附 則

(施行期日) この規程は、2020年（令和2年）2月23日よりこれを変更・施行する。

別 表	市町村の人口	分担金額
(1) 人口	30,000人以下（ただし、町村に限る）	15,000円
(2) 人口	150,000人以下	27,500円
(3) 人口	150,000人以上	47,500円
(4)	長野県高等学校体育連盟テニス部	60,000円
(5)	長野県中学校テニス連盟	0円

〔 学 校 テ ニ ス 部 加 盟 規 程 〕

第1条 長野県テニス協会（以下「本会」という。）規約第22条の規定により、学校テニス部が本会に加盟することについてこの規程を設ける。

第2条 本会には次の各号に該当する学校テニス部が加盟できる。

(1) 中学校テニス部

(2) 高等学校テニス部（4年制以上の高校にあっては、大学テニス部とする。）

第3条 加盟を認められた学校テニス部は、毎年5月31日までに「加盟規程・別表」に定められた分担金を納入する。

附 則

(施行期日) この規程は、1989年（平成元年）4月1日から施行する。

[会 計 規 程]

(目 的)

第1条 長野県テニス協会（以下「本会」という。）規約第20条の規定により、この規程を制定し、会計の適性かつ公正を期すことにより、本会の事業を円滑に遂行することを目的とする。

(会計処理)

第2条 本会の会計処理は、本会規約に定めるもののほか、この規程により処理する。

(会計の区分)

第3条 本会の会計は、一般会計と特別会計に区分して処理する。

(会計事務の範囲)

第4条 この規程において会計事務とは、つぎの通りとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること。
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (4) 金銭の収支及び保管に関すること。
- (5) 物品等の保管に関すること。

(予算の基準)

第5条 本会の一般会計は、本会計及び委員会ごとの委員会会計に区分して編成するものとする。本会の特別会計は、必要が発生した事由ごとに会計が編成するものとする。

(補正予算)

第6条 会長は、予算調整後の事由により、既定の予算に変更を加える必要が生じた場合は、専決により補正予算を編成する。

(帳簿等)

第7条 会計及び各委員会は、次に掲げる会計帳簿を備え、発生したすべての記帳事由を記入しなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 預金通帳
- (3) 備品管理簿
- (4) その他の必要帳簿

(収入の処理)

第8条 金銭の収入に関しては、収入の証拠となる書類と照合した後に入金するものとする。
2. 収入された現金は、速やかに金融機関に預け入れなければならない。
3. やむを得ない事由により、前項の規定により難しい場合は、理事長の指示に従わなければならない。

(支出の処理)

第9条 金銭の支出に関しては、支出の証拠となる書類と照合した後に、債務者に支払わなければならない。
2. 資金前渡しによる支払いが必要となる経費については、これを行うことができる。
3. 前項の規定による支払いを受けた者は、金額が確定したとき速やかに精算をしなければならない。

(帳簿等の確認)

第10条 理事長は、毎月ごとに預金通帳及び帳簿類を点検し、適正な会計及び事務処理を確認しなければならない。

(決算)

第11条 会計及び各委員会は、毎会計年度において決算調整し、収入支出決算書を作成しなければならない。
2. 一般会計及び特別会計の決算書は、監事の監査に付さなければならない。
3. 一般会計及び特別会計の決算書は、本会規約第21条により決算書に監事の意見を付し、理事会で承認を得なければならない。

(備品等の保管)

第12条 会計は、備品等の管理を適正に行うため、備品管理簿を備え管理しなければならない。

(備品等の廃棄)

第13条 理事会において、損傷その他の理由により不用と決定した備品等は、処分することができる。

(受納及び贈与)

第14条 本会は、金銭及び物品を受納及び贈与（寄付）するときは会長の承認を得なければならない。

(事務の引継)

第15条 会計に異動が生じたときは、速やかに会計等に関する一切の書類を添えて後任者へ

引き継がなければならない。

(帳簿等の保存)

第16条 会計にかかる諸帳簿及び証拠書類の保存期間は5年とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(旅費及び手当)

第18条 本会の用務により出張する場合は、次の旅費及び手当を支給することができる。

- (1) 旅費 実費を支給する
- (2) 日当 5,000円/1日当り
- (3) 宿泊料 10,000円/1泊当り

2. 本会の業務遂行上必要な事務処理については時給500円を支給する。

(慶弔経費)

第19条 本会の役員についての慶弔に関し、会長の専決によりこれを支出する。

付 則

(施行期日)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

この規程は、2009年(平成21年)2月22日に、改訂・施行する。

[表 彰 規 程]

第1条 長野県テニス協会(以下「本会」という。)規約第25条の規定による事業を行うためこの規程を制定する。

第2条 本会は次の各号に該当する個人または、団体を表彰すると共に表彰の推薦を行う。

- (1) テニス関係役職者で多年にわたり貢献した者
- (2) テニスの振興・普及・育成または競技力向上に特に功績のあった者および団体
- (3) 競技会において優秀な成績を収めた者および団体

第3条 表彰の推薦をする個人又は団体は、毎年12月31日までに、本会会長宛てに申請書を提出しなければならない。

第4条 表彰の審査は、常任理事会にて審査し決定する。

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して、各毎年の理事会に先立ちこれを行う。

第6条 本会以外への表彰の推薦は、公益財団法人日本テニス協会及び、公益財団法人日本体育協会・公益財団法人長野県体育協会または、関係行政機関に対して本会がこれを行う。

第7条 表彰の対象及び表彰基準は次ぎのとおりとする。

- (1) 有功者表彰：加盟団体役員に15年以上従事し、加盟団体より推挙された者
- (2) 特別有功者表彰：第2条(2)に該当し、本会より推挙された者
- (3) 顕功者表彰：本会の常任理事に15年以上従事し、本会より推挙された者
- (4) 特別顕功者表彰：顕功者表彰対象者で、特に功績のあった者
- (5) 栄光者表彰：全国大会に出場し、2回以上勝利しベスト8以上の者又は団体
- (6) 特別栄光者表彰：全国大会に出場し、優勝・準優勝した者又は団体

付 則

(施行期日)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

この規程は、2013年(平成25年)2月10日に、改訂・施行する。

[賛 助 会 規 程]

第1条 長野県テニス協会(以下「本会」という。)の規約、第18条の規定により、この規程を制定する。

第2条 この規程は、本会の目的に賛同し、賛助会費をもってその事業に協力する法人、団体及び個人を対象とする。

第3条 前条に定める法人、団体及び個人を本会の賛助会員に推挙する。

- 第4条 賛助会員は、賛助会費を納入することで本会の事業に協力する。また、本会は、賛助会員が主催する事業を後援し協力する。
- 第5条 賛助会費が納入されないときは、賛助会員の資格が停止され、2年に及ぶときは、自動的に資格を喪失する。

附 則

(施行期日) この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

〔 特別団体加盟規程 〕

(目的)

第1条 長野県テニス協会(以下「本会」という。)規約第22条の規定により、特別団体が本会に加盟することについてこの規程を定める。

(加盟資格)

第2条 本会の理事会において、本会の事業遂行上必要と承認された団体を、特別団体として本会に加盟させることができる。但し、特別団体に所属している個人が、本会の大会等事業に参加するには、本会規約第22条(1)、(2)項により、本会へ加盟している団体へ所属していなければならない。

(加盟申請)

第3条 加盟が承認された特別団体は、次の事項を明記し、事務局へ提出する。

- (1) 団体名(略称があればそれも記す。)
- (2) 代表者の氏名、住所、電話番号
- (3) 連絡責任者の氏名、住所、電話番号、FAX番号
- (4) 長野県テニス協会理事名簿

(加盟金)

第4条 加盟が承認された特別団体は、加盟金2万円を毎年5月31日までに納入する。

(理事)

第5条 加盟が承認された特別団体は、本会規約第7条により、理事を選出し、理事会へ推薦しなければならない。

付 則

(施行期日) この規程は、1995年(平成7年)4月1日より施行する。

〔 公認テニス指導員規程 〕

(趣旨)

第1条 長野県内のテニス競技の普及と振興及び、競技力向上にあたるテニス指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため「長野県テニス協会公認テニス指導員」制度を制定する。

(目的)

第2条 この制度は次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) テニスの普及発展に即応する指導体制を確立すること
- (2) 多様になったテニス活動に対応した指導者を、一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること
- (3) 指導者の資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する
- (4) 長野県テニス協会・(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者・(公財)日本テニス協会公認審判員及び、公認レフェリーとの組織的連係を進め活動促進をはかること

(運営)

第3条 この制度は下記の機関が運営する。

- (1) 公認テニス指導員に関する事業は、普及指導委員会がそれにあたる
- (2) 検定会及び、認定は普及指導委員会がそれにあたる

(受験資格)

第4条 長野県テニス協会会員(高校生以下は除く)で、加盟団体より推薦された者。

(検定試験)

第5条 受験を希望する者は、受験要項(ホームページ普及指導委員会)により申し込む。

- (1) 受験料3,100円

- (2)実技試験は受験者全員が受けるものとする
- (3)学科試験は下記の者は免除する
 - a. (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者(テニス)
 - b. (公財)日本テニス協会公認審判員及び、公認レフェリー

(認定)

第6条 検定試験で合格した者は、下記手続きを終了して公認テニス指導員に認定される。

- (1)登録申請書を提出する
- (2)登録料3,000円を納入する
- (3)公認テニス指導員には登録証を交付する

(資格喪失)

第8条 次に該当する者は、自動的に資格を喪失する。なお、下記(5)についてのみ「倫理部会」が、その調査・審議を行い裁定する。

- (1)加盟団体から脱会した者
- (2)指導員としての活動を果たせなかった者
- (3)(公財)日本体育協会指導員・上級指導員養成講習会により取得した者は、その資格を更新しなかった時点で、長野県テニス協会公認指導委員の資格を喪失する
- (4)取得して4年以内(有効期限内)に、長野県テニス協会が開催する「指導者テニス講習会」を、1回以上受講しなかった者
- (5)長野県テニス協会の名誉を、著しく傷つける言動のあった者

付 則

(施行期日)

この規程は、1998年(平成10年)11月15日から施行する。
この規程は、2018年(平成30年)2月25日に、改訂・施行する。
この規程の改正は、「普及指導委員会」がそれにあたる。

[ジュニア選手 登録規程]

(目的)

第1条 長野県テニス協会(以下「本会」という)において、ジュニア選手登録規程を定める。(ジュニア選手登録について参照)

(登録資格者)

第2条 長野県内の小学生・中学生・高校生で、長野県内の学校に在学して通学し、長野県内に在住している者。

(登録費用)

第3条 登録料は、1年間(4月1日より3月31日まで)1,000円とする。

(有効期限)

第4条 登録は1度すると、第7条か第8条に該当するまで有効となる。

(登録方法)

第5条 登録等は下記により行う。

- (1)登録を希望する者は、「ジュニア選手登録の注意事項」により登録を行う
- (2)登録が終了しても、登録料が納入され同意書2通が本会事務局へ郵送されないと登録完了とはならない
- (3)登録内容に変更等が生じた場合は、ホームページよりログインして変更を行う
- (4)脱会・抹消した者が再登録を希望する場合は、ジュニア選手登録再登録を上記(3)と同様に行う
- (4)他の都道府県において登録していた者が、長野県内に転校してきた場合は、変更が必要となるので上記(3)と同様に行う。このとき、登録料の納入と同意書2通の郵送が必要となる。なお、J P I N登録番号は変更されない
- (5)登録をしてある者が、長野県内から他の都道府県へ転校する場合は、脱会届を上記(3)と同様に送信する

(登録認可)

第6条 上記、第5条(1)により登録が終了するとメールで「ジュニア選手登録番号」が返信されて登録が認可される。ただし、第5条(2)が終了していないと完了とはならない。

(脱会)

第7条 下記に該当する者は、ジュニア選手登録を脱会となる。

- (1)本人より脱会の申し入れがあった者(年度途中でも登録料の返金はありません)
- (2)高校生で、その卒業年度に該当する者(届け出は必要としない)

(登録抹消)

第8条 下記に該当する者は、登録を永久または、ある期間抹消する。なお、第8条に該当する者がいた場合には、「倫理部会」がその調査・審議を行い、裁定を通知する。

- (1) ジュニア選手登録内容を偽っていた者
- (2) 本会の名誉を著しく毀損するような言動があった者
- (3) 本会が主催等する大会において、「JTAサスペンションポイントの基準」に該当する言動があった者

付 則

(施行期日)

ジュニア選手登録及び、ジュニア選手登録規程は、本会事務局にて統括する。
この規程は、2018年(平成30年)10月1日より施行する。

[一般選手 登録規程]

(目的)

第1条 長野県テニス協会(以下「本会」という。)において、一般選手登録規程を定める。

(登録資格者)

第2条 下記のいずれかに該当する者は本会への一般選手登録をすることが出来る。

- (1) 本会に加盟している加盟団体(特別加盟団体は除く)会員であること及び、長野県内に在住又は勤務している者か、「ふるさと登録」をしている者
- (2) 長野県内の大学・専門学校に通学している生徒においては、長野県内に在住している者
- (3) 長野県外の大学生・専門学校生においては、長野県内の中学校か高校を卒業した者で、「ふるさと登録」をしている者

(登録費用)

第3条 登録料は1年間1,000円とする

(有効期限)

第4条 登録料の有効期限は、4月1日～翌年3月31日までの1年間とする。ただし、加盟団体への入会は毎年行わないと失効する

(登録方法)

第5条 登録等は下記により行う。

- (1) 登録を希望する者は、「一般選手登録の注意事項」により登録を行う
- (2) 登録が終了しても、登録料が納入されないと登録完了とはならない
- (3) 登録内容に変更等が生じた場合は、ホームページよりログインして変更を行う
- (4) 脱会・抹消をした者が再登録を希望する場合は、一般選手登録再登録を上記(3)と同様におこなう

(登録認可)

第6条 上記、第5条(1)により登録が終了するとメールで「一般選手登録番号」が返信されて登録が認可される。ただし、登録料が納入されないと登録完了とはなりません。なお、登録名簿は、ホームページ：総務委員会(一般選手登録名簿：加盟団体別)に掲載されます

(脱会)

第7条 下記に該当する者は、脱会となる。

- (1) 本人より脱会の申し入れがあった者
- (2) 加盟団体より脱会の申し入れがあった者

(登録抹消)

第8条 下記に該当する者は、登録を永久または、ある期間抹消する。なお、第8条に該当する者がいた場合には、「倫理部会」がその調査・審議を行い、裁定を通知する。

- (1) 会員登録内容を偽っていた者
- (2) 本会の名誉を著しく毀損するような言動があった者
- (3) 本会が主催等する大会において、「JTAサスペンションポイントの基準」に該当する言動があった者

付 則

(施行期日)

一般選手登録及び、一般選手登録規程は、本会事務局にて統括する。
この規程は、2018年(平成30年)12月1日より施行する。